

研究ノート

国際連合加盟記念行事について

神山 晃 令

一 はじめに

周知のように、昭和三一（一九五六）年二月一日、日本は戦後復興のため宿願であった国際連合（以下「国連」と略す）への加盟を果たした。^①すなわち、同年二月二日、国連安全保障理事会に於いて、ベラウンデ（Victor A. Beland）ペルー代表が、日本の国連単独加盟勧告決議案（S/3754）を提示、米国はじめオーストラリア、中国、キューバ、ベルギー、英国、ユーゴスラヴィア及び仏国が本案支持を表明し、これまでこれを拒んできたソ連も、一〇月一九日の日ソ国交回復共同宣言調印とともに、同案支持を表明することとなった。表決の結果、日本加盟案は満場一致可決した（SR/3758）。その後本案は二月一八日の国連総会本会議に五一ヶ国共同提案（A/3460and Add.1-3）^②の提議^③で、ロール・コールによる表決の結果、欠席の南ア連邦とハンガリーの二ヶ国を除く全加盟国が賛成、全会一致で採択され（RA113(XI)）、日本は第八〇番目の国連加盟国として、昭和八（一九三三）年その前身である国際連盟から脱退して二三年ぶ

りに国際社会への復帰を果たしたのである。^④

そして、この日本の国連加盟を慶賀するための記念行事が、外務省に於いては、「本件（国連加盟）は新憲法の制定又は対日平和条約の締結に比肩すべき国家的慶事であるから、祝賀行事の企画、立案、実施に当つては万事右と同等又はそれ以上の規模において行うことを目標とする」とされ、加盟直後乃至それに近い時期に行われる筈であった。^⑤しかし、日本の国連加盟が決定したのが二月一日と年が押し詰まっていたことと、その直後の二月二三日に、内閣が第三次鳩山一郎内閣から石橋湛山内閣に交代し、外務大臣も重光葵から石橋湛山（兼務）、そして岸信介と代わったため、国連加盟祝賀のための全国的行事は、いわゆる「国連加盟恩赦」のほか殆ど行われず、^⑥本格的な「記念行事」は翌年に行われることとなったのである。

二 国連加盟恩赦

ところで、この「国連加盟恩赦」であるが、外務省に於いては昭和

三〇(一九五五)年段階で既に国連加盟を予想して、加盟直後の措置とは別に、「特定の期日を指定し万般の手配を整えて行う本格的な行事」のうち、法務省が担当するものとして検討していた。⁽⁵⁾そして、一年後の昭和三一(一九五六)年一月一四日、早くもこれが閣議に於いて採り上げられることとなったのである。すなわち、同閣議決定は、国連加盟にあたり恩赦を行うかどうか、従来の恩赦の例について調査しておくよう法務省事務当局に指示するものであった。そしてこれに基づき、法務省では本件につき調査することとなった。ところが同月二八日及び二九日、鳩山一郎首相及び根本龍太郎官房長官から新聞記者に対して、政府が国連加盟恩赦を考慮している趣旨の談話がなされたことが、新聞紙上に伝えられた。⁽⁶⁾これが三〇日の衆議院法務委員会で問題になったのである。

すなわち、同委員会に於いて日本社会党の猪俣浩三議員は、「巷間新聞に恩赦の問題が出るのであります」として、「この国連加盟のごときがどんなに重要なことであるかを徹底せしめる意味において、私はこういうことを機会に恩赦ということの発動があってもいいんじゃないだろうか」と思うがと質問し、更に関連質問として日本共産党の志賀義雄議員が、「法務当局が、早すぎるとか何とか、そういうことを言い出す。こういう差し出がましいことをいうことははなだ不謹慎千万のことと思いますが」と質問した。これに対して牧野良三法務大臣から、「御説の通り不謹慎と思います。」とした上で、本件は「世論の声を聞きまして適当な決断をいたすことにいたしたいと思います。」

と答弁することによって、その場を納めたのであった。⁽⁷⁾

そしてその後、牧野法務大臣は、事務方に対し本件につき具体的に研究するよう指示し、同省では保護局、刑事局及び矯正局の関係三局が共同でこれを検討し、その結果、「大赦を行うことは適当でなく、しいて考えれば国連加盟の意義に相当する範囲で小規模の個別恩赦を行う余地があるに過ぎない」との結論を纏めた。その理由は、「(イ)十二月中旬に予想される国連加盟の機会に一般減刑及び一般復権を行うことは時間的に不可能であって、一般減刑及び一般復権を実施せず大赦のみを行うことは刑事政策上の観点からして著しく均衡を失すること、(ロ)終戦後既に三回も大赦が行われていること、⁽⁸⁾(ハ)外務省の調査によれば、昭和三十年に国連加盟を認められたイタリヤ、スペインなどの十数ヶ国において、その加盟に際して恩赦を行った事実が認められず、国連加盟と恩赦の間に合理的な結びつきがない」、⁽⁹⁾というものであった。ところが、一月二一日の閣議に於いては、日本が国連に加盟して国際社会に復帰した機会に人心を一新するために選挙違反等の政治に関する罪について大赦を行うこと、特赦については事務当局において適当な案を立案することという方針が決定されたのである。そして、日本の国連加盟が確定した一月二八日の閣議に於いては、大赦令と特別恩赦の基準が決定されたのであった。⁽¹⁰⁾

このように、法務省の調査にあつては消極的であった「恩赦」が、一二月の各閣議によってその実施が決定された、その経緯については必ずしも明らかでない。この点につき、一月二八日の「第二十五回

国会衆議院公職選挙法に関する調査委員会」に於いて、社会党の井堀繁雄議員による、本件が事前に同委員会などに諮られることなく進められた点などに関する問合わせに対し、高橋進太郎法務政務次官より、「今度の問題は——法務省が事務的に進めたというよりは、むしろ政治判断に基づきまして法制局を中心とした内閣においていろいろと進められたのでありまして」と答弁して、本件が余命短い鳩山内閣の主導の下に行われたことを示唆していた。¹¹⁾

ところで、この「恩赦」のうち「大赦令」の対象は、「(一)公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（他の法令に於いて準用する場合を含む）に違反する罪、(二)旧刑法（明治十三年太政官布告第三十六号）第二百三十三条から第二百三十六条までの罪、(三)政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）に違反する罪、(四)地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の四（同法の他の条項及び他の法令に於いて準用する場合を含む）の罪、(五)最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）に違反する罪」であった。¹²⁾

そして、この「大赦令」は翌二月一日、政令第三五五号として公布、施行されたが、これは恩赦権の乱用であるとして批判された。例えば、二月一八日の前述の「公職選挙法に関する調査特別委員会」に於いて、井堀議員が更に、「政府の恩赦の対象が選挙法関係の救済に主力が注がれているように新聞は報じておりますから」、として政府の所見を糾した。これに対して、法務政務次官高橋進太郎は、本件は、「国連加入という国民の悲願を、こういう形において一つの人心一

新を企図するということを念願したのにはかならないのでございまして、（「選挙法違反者の救済」といった）他意はなかったということについて、十分御了承願いたい」と説明した。¹³⁾しかし、実際、この「大赦令」によって大赦となった六九六二七名のうち、公職選挙法違反が六九五二五名、政治資金規正法違反が八名、地方自治法七四条の四（署名運動関係）違反が九二名、最高裁判所裁判官国民審査法違反が二名と、その大部分が選挙違反等の政治犯に適用されたのであった。¹⁴⁾

そして、当時政治資金規正法違反などで在宅起訴されていた佐藤榮作自由党幹事長も、この「国連加盟恩赦」で免訴となった一人であったのである。¹⁵⁾この点について、二月一三日の衆議院法務委員会に於いて、先の猪俣議員が、「今回政府がこの前やらなかった政治資金規正法を恩赦の対象にしたのは佐藤榮作氏救済のためだ、こう巷間説をなすものがありますが、このような「不公平、不合理、さような印象を与えるようなことでは、私はこれは収まらぬと考えます。」と質問した。これに対し、牧野法務大臣は、「全く同感でございます。不合理不公平なことをしてはなりません。——佐藤榮作君を顧慮して私がこんなものをいれたものではございません。」と答弁した。¹⁶⁾又先の公職選挙法改正に関する調査特別委員会においても、社会党の森三樹二議員が、「大赦令」の公布、施行は「党利党略だ」と質問したのに対して、欠席の牧野大臣に代わって高橋法務政務次官は、「内容的には佐藤榮作氏がひっかかっておるといような具体的な事例等がございすけれども」としてその事実を認めた上で、「具体的

事例をもって今回これに入れようというのではございませんので、全く他の法令との均衡からこれは論議されておるものと存するのでございます。」と答弁した。⁽¹⁷⁾

なお、本件について、佐藤榮作の日記には、「(十二月)十九日国連加盟実現し大赦令発せられ、政治資金令⁽¹⁸⁾並に選挙違反きえる。」とある。当時佐藤幹事長は、「造船疑獄」に関する裁判が進行中であつたため、有罪の言い渡し効力を失うだけの「特赦」では無罪放免とはならず(恩赦法第五条)、田中角栄が当時鳩山内閣の官房長官であつた根本龍太郎に働き掛け、係争中のものについても公訴権が消滅する(同法第三条第二項)「大赦令」を发出することにより、佐藤の政治資金規正法及び選挙法違反は免訴になったという。⁽¹⁹⁾なお、佐藤免訴の判決は二月二八日東京地方裁判所で行われたのであった。⁽²⁰⁾

三 国連第一一回総会報告

そして、日本の国連加盟が確定して重光葵代表帰朝後の国連第一一回総会に於ける日本代表団は、首席代表に佐藤尚武参議院議員(統括、本会議担当)、代表として谷正之在米国大使(本会議担当)、沢田廉三外務省顧問(本会議、第一及び特別政治委員会担当)、加瀬俊一国連常駐代表(本会議、第一、特別政治委員会、第五委員会担当)、松平康東在カナダ大使(第一、特別政治委員会、第六委員会担当)、代表代理として河崎一郎外務省国際協力局長(第一、第二、第五委員会担

当)、鶴岡千仞在ヴァチカン公使(第三、第六委員会担当)、土屋隼在ニューヨーク総領事(第四委員会担当)となつていた。⁽²¹⁾そしてこれら日本代表団は、先の国会に於ける岸信介外務大臣の外交方針演説で「車の両輪」にたとえられた、外交の二大基調としての「自由主義諸国との協調と国連中心主義」をもつて、同総会に臨んだのであった。⁽²²⁾

例えば、国連緊急特別総会におけるイスラエルのエジプト侵攻問題の討議後、再開された総会本会議に於ける討議に際し、イスラエル軍のエジプト領よりの撤退を求めるA・A二五ヶ国決議案(A/3501/Rev.1)の提案国の一として、アラブ諸国などが主張した強硬な態度に対し、日本代表は、「国際紛争の平和的解決という国連憲章の原則を尊重し、イスラエルが和解の態度を以て問題の解決に当たることを強く要望」して、同決議(A/1123(XI))の七四対二(仏、イスラエル)、棄権二(コスタリカ、キューバ)の圧倒的多数による可決に貢献し、国連事務総長及び各国代表により高く評価された。⁽²³⁾

また、国連総会第一委員会に於ける朝鮮統一問題に関し、沢田代表は、「平和的手段により統一された独立且つ民主的朝鮮を実現し、同地域に於ける国際的平和と安全を完全に恢復するという第一義的目的のために、充分且つ率直な討議を通じて調整されるべきである」と発言し、「又兄弟の国、韓国が、国連加盟国となる日の早からんことを期待している」と結んだ。⁽²⁴⁾

また、軍縮問題討議に際しても、日本代表団は、「核兵器及びその実験につき苦い経験ある日本として」、最終的には原爆実験禁止を要

望しつつも、「現在の政治情勢の下で実現可能なあらゆる軍縮措置を
実行することが必要である」として、ノルウェー代表等と共に、現段
階での最小限度の要求として「原爆実験登録制度（a system for
advance registration with the United Nations of nuclear
test explosions）」の設立を主張（A/C.I/L.162）。同案は採決され
るにいたらなかったが、それは国連内外に於いてかなりの共鳴を得た
という。⁽²⁶⁾

更に、仏国の植民地アルジェリアの独立を巡る問題に関しても、A・
A一八ヶ国が反植民地主義を強く打ち出した強硬な決議案（A/C.I/
L.165）を提出し、仏国はじめ西欧側と鋭く対立した際、日本代表団
はその調停者の役割を演じ、問題の平和的解決と、国連權威の保全を
希望して、フィリピン及びタイ両国と共に、「仏国とアルジェリア人
民とが適当な交渉を通じて流血の停止と現在の紛争の平和的解決をも
たらすため努力するであろうとの希望を表明する」との決議案（A/
C.I/L.166）を提出、可決に導いた。そしてその結果、二月一五日の
本会議では、同決議案とラテンアメリカ諸国案（A/C.I/L.167）をも
とにした「多くの苦難と人命の損失を招いているアルジェリアの事態
に留意し、協力の精神による平和的、民主的且つ公正な解決が、国連
憲章の諸原則に一致した適切な手段を通じて見出されるであろうとの
希望を表明する」との単一決議（A/1012（XI））が七七対〇の満場一
致で可決されることとなったのである。⁽²⁷⁾

また、特別政治委員会に於ける南アの人種差別問題討議にあたって、

松平代表は、ヴェルサイユ平和会議に於いて人種無差別原則を国際連
盟規約中に謳うべきことを最初に提案した国として、「反感と敵意とに
汚されない、説得と話合いの雰囲気を作り出すための断固たる努力が
なされるべきである」と主張し、それは「良心の声」として賞賛された。⁽²⁸⁾

さらに、国連総会第二委員会における後進国の経済開発問題等の討
議に際しても、「経済開発のためには外資導入とともに未開発国側が
経済的社会的基礎を改良することが先決要件である」として、これが、
先進国側にも後進国側にも理解ある適切な発言として、日本の国際社
会に於けるあり方の特色を示すものとして注目され、「特別委員会（Ad
Hoc Committee）」の新たなメンバーに追加任命されたのである。⁽²⁹⁾

このように、「今次総会に対するわが代表団は、期待通り、あるい
はそれ以上の活躍を行ったものであって、得に、重要な種々の具体的
な問題に対してわが国の立場乃至意見を明示したことは戦後初めてと
も称しうる」⁽³⁰⁾、また、「日本代表団は、今回の総会における活動を通じ、
日本国民及び全世界の期待にこたえて、日本の平和愛好国、国連尊重
の精神をあらためて全世界に表明するとともに、国連の權威の高揚に
相当貢献するところがあったものといえるのであろう」とされたので
ある。⁽³¹⁾

かくして国連第一一回総会日本代表団は、二月下旬頃帰朝する予定
であった。そこで、日本国際連合協会では、これら代表団の帰国をまっ
て、その報告会の開催を予定し、同協会天羽英二副会長兼事務局長よ
り外務省の援助を要請していた。これを受けて、外務省としてもこれ

ら「総会代表の報告を主とする『国民大会』を後援するは固より、この機会に内閣として記念行事を催すことは時宜を得たものと考え」、他省庁とも協議することとしたのである。⁽³²⁾

四 幻の記念事業—おわりにかえて

かくして、昭和三二(一九五七)年三月八日、佐藤尚武が会長をつとめる日本国際連合協会主催⁽³³⁾の日比谷公会堂に於ける「国連加盟記念全国大会」を皮切りに、一四日までを「国連加盟週間」として、同九日にはボーイスカウト、ガールスカウトによる東京都内音楽行進、一三・一四日には国連学生会議及び講演、一四日の皇居外苑に於ける国連加盟記念植樹などとともに、記念事業として記念切手の発行、発売及び記念タバコの製造、販売が計画されたのである。⁽³⁵⁾

このうち、記念事業としての記念切手に関して、外務省としては、加盟記念祝典当日の記念切手発行を要望し、その際の参考として、用語としては「国連」ではなく「国際連合」、「加入」ではなく「加盟」を用いて「国際連合加盟」とするよう申し入れていた。⁽³⁶⁾そしてその後、青地に白抜きのおりずのモチーフを用いた国連旗の周囲に、ITU(国際電気通信連合)、UPU(万国郵便連合)、WHO(世界保健機関)、ILO(国際労働機関)、FAO(国際食糧農業機関)、UNESCO(国連教育科学文化機関)、ICAO(国際民間航空機関)、IBRD(国際復興開発銀行)、IMF(国際通貨基金)及びWMO(世界気象機関)

など、日本がそれまで既に加盟していた国連の専門機関のイニシヤルを配した「国際連合加盟記念一〇円切手」五百万枚が、三月八日「国連加盟記念全国大会」の開催に合わせて発行、発売されたのである。⁽³⁸⁾

また、後者の記念タバコの製造、販売に関しても、既に昭和三〇(一九五五)年一二月に、専売公社側との事務的話し合いが行われていた。但しその際、公社側からは、(一)記念煙草の製造には約三ヶ月の準備期間を要し、(二)祝賀行事を三月中旬に举行する場合には、年末年始の休みの関係もあり、技術的に不可能である、と回答されていた。それでも外務省としては、(一)「ピース」に「国際連合加盟記念」の文字を入れる、(二)加盟祝典日を期して販売(二月中旬)、(三)国連の紋章は図案に使用しないこと、などを要望するとともに、「タバコケースの外箱の刷り色を変えるなどの便法」をもつてしても、本件を実現すべく、外務次官から大蔵次官を通じて専売公社総裁に依頼することとしたのである。⁽³⁹⁾

ただし、本件「国連加盟記念タバコ」に関して、外務省記録にはこれらの史料が残っているだけで、その後の販売時期などに関するいきさつは不明であった。そこで、これらにつき、東京都墨田区横川にある「たばこと塩の博物館」に出向き、問い合わせたところ、残念ながら、本件記念タバコが製造、販売された形跡はないとの回答であった。つまり当時外務省が熱心に提唱した本件「国連加盟記念タバコ」の製造、販売は、「幻の国連加盟記念事業」に終わったのであった。

注

- (1) 昭和二六（一九五二）年九月八日、連合国との間で締結された「日本国との平和条約（Treaty of Peace with Japan）」の前文におこす「日本国としては、国際連合への加盟を申請し（apply for membership in the United Nations）且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守」する旨宣言していた（外務省編「日本外交文書 サンフランシスコ平和条約調印・発効」一四六、一六七頁）。
- (2) Department of Public Information United Nations, "Yearbook of the United Nations 1956" (ユ.ユ.ン.1956) 略称 p.110. 昭和三十一年二月一八日発国際連合日本政府代表部加瀬俊一大使より高崎達之助外務大臣代理宛電報第八二〇号、昭和三十一年二月一八日 外務省情報文化局長談「わが国の国際連合加盟の経緯について」（外務省記録「日本の国連加盟関係一件 正式加盟関係」(B20024) 第五巻)。なお、この国連加盟を慶賀する昭和三十一年一月五日付の鳩山一郎前首相宛佐藤尚武国連首席代表の書簡が鳩山記念館で公開展示されている。
- (3) 昭和三十一年一月一六日 国際協力局第一課長「国連加盟祝賀行事に関する件（案）」（外務省記録「日本の国連加盟関係一件 正式加盟関係記念行事」(B20024)）。
- (4) 加盟直後の「祝賀」行事としては、この恩赦のほかに「国連加盟祝賀リセプション」が行われていた（昭和三十一年二月六日 国際協力局「国連加盟記念行事に関する件」（外務省記録 B20024））。このレセプションは、「国連記念事業民間合同委員会」が主宰して、歌舞伎座に於いて昭和三十一年（一九五七）年二月一日開催されたが、同「式次第」によれば、当日は安井誠一郎が開会の辞、藤山愛一郎がハマーシールド（Dag Hammarskjöld）国連事務総長のメッセージを披露し、石橋総理大臣、岸外務大臣及び松岡駒吉国連総会日本代表団顧問などの挨拶の後、政財界及び関係省庁の名士による懇談が行われ、寿演劇として「女暫」、「静」及び「六歌仙」が公演された。なお、同レセプション開催に当たり、佐藤尚武以下谷正之、沢田廉三、加瀬俊一及び松平康東国連第一一回総会日本代表より祝賀メッセージが寄せられ（昭和三十一年二月七日発在国連合日本政府代表部加瀬大使より岸外務大臣宛電報特第二二三号）（外務省記録 B20024）、又本件のような行事には通常発出されないハマーシールド国連事務総長からのメッセージも特別に寄せられたのであった（二月八日発在国連合日本政府代表部加瀬大使より岸外務大臣宛電報特第二三四号別電特第二三五号）（外務省記録 B20024）。
- (5) 昭和三十一年一月一六日 国際協力局第一課長「国連加盟祝賀行事に関する件（案）」（外務省記録 B20024）。
- (6) 法務省保護局（作成年月日不詳）「国連加盟恩赦の記録」一頁。なお、この法務省による本件調査・研究に関して、昭和三一年（一九五六）年二月一〇日の参議院法務委員会に於いて、緑風会の宮城タマヨ議員の質問に対して、牧野良三法務大臣から、「一月ほど前より事務当局へ、恩赦に関するこの場合適否の意思を私に教えてほしい、——その内容等についても調べておいてくれ」と要請した旨の答弁があった（昭和三十一年二月一〇日「第二十五回国会参議院法務委員会議録第五号」六頁）こ

とから、本件「記録」はこの頃作成されたと思料される。

- (7) 昭和三十一年一月三〇日「第二十五回国会衆議院法務委員会議録第三号」一〇一頁。
- (8) 昭和二〇(一九四五)年一〇月一七日戦争終結に関し大赦令(昭和二〇年勅令第五七九号)、昭和二二(一九四六)年一月三日日本国憲法公布に関し大赦令(昭和二十二年勅令第五一一号)及び昭和二七(一九五二)年四月二八日サンフランシスコ講和条約発効に関し大赦令(昭和二十七年政令第一一七号)の三件。なお、その後今日まで大赦令は、本件国連加盟に関し、昭和三一(一九五六)年政令第三五五号及び平成元(一九八九)年二月二四日昭和天皇御大喪に関し、平成元年政令第二七号が発せられている。
- (9) 前掲「国連加盟恩赦の記録」一頁。
- (10) 同一二頁。
- (11) 昭和三十一年二月一八日「第二十五回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査委員会議録第五号」二頁。なお、鳩山はこの直後、「日ソ共同宣言の批准も終わり、国連への加盟もこの眼で見届けた十二月二十日、私は、今度こそ本當に明鏡止水の心持ちで引退した」のであった(鳩山一郎「鳩山一郎回顧録」(文藝春秋新社、昭和三十一年)二二三頁)。
- (12) 前掲「国連加盟恩赦の記録」四四頁。
- (13) 前掲「公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第五号」一、五頁。
- (14) 「昭和三十一年政令第三五五号大赦令該当人員」(前掲「国連加盟恩赦の記録」五九六頁)。
- (15) 「皇太子殿下(明仁親王)立太子礼 特別基準恩赦(昭和二十七年一月一〇日内閣指令)」のみで、大赦令は発出されなかった。
- (16) 昭和三十一年二月一三日「第二十五回国会衆議院法務委員会會議録第六号」一二頁。
- (17) 前掲「調査特別委員会議録第五号」七頁。
- (18) 佐藤榮作『佐藤榮作日記』第一卷(伊藤隆監修、朝日新聞出版、一九九八年)三九七頁。
- (19) 山田栄三『正伝 佐藤榮作』(上)(新潮社、一九八八年)三二六―三二八頁。服部龍二『佐藤榮作 最長不倒政権への道』(朝日新聞出版、二〇一七年)一一七―一二〇頁。
- (20) 佐藤前掲書、三九七頁。服部前掲書、一一八―一二九頁。
- (21) 昭和三十一年七月国際協力局第一課「国際連合第十一総会の事業」(国連研究資料第七卷第七号)(以下、「第十一回総会事業」と略す)(外務省記録「国際連合総会関係一件 第十一回総会関係 調査・資料」B21.01.112)一一一―一三頁。
- (22) 昭和三十一年二月四日「第二十六回国会衆議院會議録第四号 岸国務大臣の演説」三頁。
- (23) 昭和三十一年九月外務省『わが外交の近況』(『外交青書』第一号)一二〇―一二一頁。
- (24) 前掲「第十一回総会事業」一一〇―一一一頁。前掲「Y.U.N.1956」pp.45-47.
- (25) 同 四六―四七頁。Ibid. pp.128-130.
- (26) 同 五二―五三頁。Ibid. pp.100-103.なお、本件につき岸外務大臣は、「登

- 録が全面禁止への一里塚となることを願ったものである。」としていた（岸信介『岸信介回顧録』（廣済堂出版、一九八三年）三〇―三〇二頁）。
- (27) 同 六二―六五頁。Ibid. pp. 117-121.
- (28) 同 九三―九五頁。Ibid. pp. 142-145.
- (29) 同 一五―一五三頁。Ibid. pp. 167-168.
- (30) 昭和三十二年二月九日 国際協力局「国連における日本―国連加盟実現後の状況―（北米領事会議用資料）」（外務省記録 B200244）。
- (31) 前掲『わが外交の近況』一二四頁。
- (32) 昭和三十二年二月六日 国際協力局「国連加盟記念行事に関する件」（外務省記録 B200244）。
- (33) この時期の佐藤尚武の日本国際連合協会会長としての活動について、篠原初枝教授は、「戦後の佐藤は外交の一線から退いており、日本の国連加盟に実質的役割を果たしたわけではない。しかし戦後直後占領期にあつて、戦前からの国際連盟、外務大臣としての経験と参議院議長というポストからも、国際連合運動の指導者としては適任であつたと言える。」と評価している（篠原初枝「国際連盟の遺産と戦後日本」（『アジア太平洋研究』No.20 (February 2013) 九十一―九三頁）。
- (34) 昭和三十二年一月「国連加盟記念国民大会開催趣意書」によれば、同大会発起人として日本国際連合協会会長佐藤尚武、同東京都本部部長安井誠一郎、日本ユネスコ国内委員会会長前田多門、日本ユネスコ協会連盟会長藤山愛一郎など、主催者である日本国際連合協会関係者並びに藤山愛一郎国際商工会議所日本国内委員会議長、石坂泰三経済団体連合会会
- 長及び永田清日本放送協会会長などが名を連ね、外務省ほか関係各省庁、東京都、ILO東京支局及び報道機関が後援するとされていた。なお同プログラムには、前述の佐藤尚武、沢田廉三両国連第一一回総会日本代表による「第十一回国連総会報告」と題する講演のほかに、「才能教育研究所研究生」によるヴァイオリン演奏、芸術大学学生による箏曲「国連の歌」の演奏などが予定されていた（外務省記録 B200244）。
- (35) 「国連加盟記念大会及び週間行事目次（仮）」（外務省記録 B200244）。
- (36) 昭和三十一年二月一五日付外務事務次官より郵政事務次官宛て公信協一第三一九号（外務省記録 B200244）。
- (37) 日本は、昭和三十一年（一九四八）年六月一日UPU（万国郵便連合）に、昭和二十四（一九四九）年一月一日ITU（国際電気通信連合）に、昭和二六（一九五二）年五月一六日WHO（世界保健機関）、同年六月二日ILO（国際労働機関）、同年七月二日UNESCO（国連教育科学文化機関）、同年十一月二日FAO（国際食糧農業機関）に、昭和二七（一九五二）年八月一三日IMF（国際通貨基金）及びIBRD（国際復興開発銀行）に、昭和二八（一九五三）年九月一〇日WMO（世界気象機関）、同年一〇月八日ICAO（国際民間航空機関）へと、国連そのものの加入以前にこれら専門機関にそれぞれ加入していた。そして、これらは、ICAO以外には、第二次大戦以前既に設立されていたか、又はその前身が存在していたものであった。すなわち、UPU、ITU、ILO及びWMOは既存の機関であり、WHOの前身としては古くは「国際公衆事務局」及び連盟時代には「連盟保健機関」が、UNESCOの前身として「国際知

的協力委員会」が、FAOの前身として「万国農事協会」が、IMF及びIBRDの前身として「国際決済銀行」が、ICJの前身として「常設国際司法裁判所」がそれぞれ存在し、日本は、当時これらに加盟しており、いわばなじみの機関であったのである（「日本管理の機構と政策」（外務省編『日本外交文書 占領期 関係調書集』一八四～一八七頁）。

(38) 昭和三十一年二月九日 国際協力局第一課長「『国連加盟』記念切手の件」（外務省記録 B.20.0244）。

(39) 昭和三十一年二月二十二日「記念タバコの発売依頼に関する件」（外務省記録 B.20.0244）。

（『日本外交文書』編纂委員）